

「第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事（工事施工ヤード整備等）」（報告日：R2.7.10）に対する山梨県からの要請と事業者の対応状況

No	山梨県からの要請(要請日：R3.3.10)	事業者の対応状況
1	今回計画した環境保全措置を確実に実施すること。	工事の実施にあたっては、「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事における環境保全について（工事施工ヤード整備等）」（以下、「環境保全について」という）に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めております。
2	工事による著しい環境影響が生じた場合は、原因を把握した上で、追加又は新たな環境保全措置を検討し、速やかな改善に努めること。	事後調査及びモニタリングの結果、工事が原因と考えられる環境影響は確認されておりません。引き続き、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討いたします。
3	工事中の事後調査及びモニタリング等について確実に実施するとともに、その結果を分かりやすく丁寧な内容で公表すること。	「環境保全について」に記載の事後調査及びモニタリングについては確実に実施するとともに、結果については、年度ごとに取りまとめ、山梨県及び関係自治体に報告しているほか、当社ホームページに掲載しております。引き続き丁寧で分かりやすい表現となるように努めます。
4	希少種（サシバ、ミゾゴイ）の生息状況を確認し、影響が見られた場合には、追加の環境保全措置を検討すること。	モニタリングの結果、工事が原因と考えられるサシバ及びミゾゴイの生息環境に対する影響は確認されておりません。引き続き、「環境保全について」に記載の環境保全措置を確実に実施し、サシバ及びミゾゴイの生息環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、工事影響が懸念される場合には、専門家等にも相談のうえ、追加の環境保全措置等を検討します。また、必要に応じて作業計画の変更等の措置を講じます。